

<資料>

学長選考会議について

- 学長選考会議とは
地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）及び公立大学法人神奈川県立保健福祉大学定款に基づき、設置されている選考機関です。
- 会議構成員は
経営審議会を構成する者の中から選出された 3 名と、教育研究審議会を構成する者の中から選出された 3 名の計 6 名により構成されています。
現在の委員は、以下のとおりです。

	委員氏名	議長	委員の現職等
経営 審議会 選出委員	篠原 正治	○	(福)神奈川県社会福祉協議会会長
	金井 信高		副学長兼地域貢献研究センター長
	鈴木 寛		東京大学大学院教授、慶應義塾大学大学院教授、神奈川県参与
教育研究 審議会 選出委員	菅原 憲一		大学院保健福祉学研究科長
	鄭 雄一		副学長兼ヘルスイノベーション研究科長
	高橋 恭子		社会福祉学科長

- 会議の所掌は
「神奈川県立保健福祉大学学長の選考に関する規程施行細則」（以下、「施行細則」という。）において、次のとおり定められています。

（議決事項）

第 4 条 選考会議は次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 学長の選考に関する事項
- (2) 学長の任期に関する事項
- (3) 学長の解任に関する事項

- 学長候補者の推薦は
「施行細則」において、次のとおり定められています。

（学長候補者の推薦）

第 6 条 選考会議は、第 4 条第 1 項各号に規定する候補者の選考の必要が生じたときは、選考の日程等を決定の上学内に周知するとともに、学長候補者推薦書（様式 1）及び履歴書（様式 2）に基づき学長候補者の推薦を依頼する。

2 前項の規定に基づく推薦は、次により選考会議に推薦するものとする。

- (1) 経営審議会の議により 2 名以内
- (2) 教育研究審議会の議により 2 名以内
- (3) 10 名の大学常勤教職員の連署により 2 名以内